

企業結合を通じて見る会計基準の国際的統一化

咸 剛 国

要 旨

현재, 회계를 둘러싼 국제적인 흐름은, IASB가 중심이 되어 각 국의 회계기준을 국제재무보고기준(IFRS)으로 통일화하여 가는 과정에 있다. 이와 같은 움직임의 일환으로 기업결합에 대한 회계처리방법중 지분풀링법을 폐지하고 매수법으로 일원화가 추진되고 있다고 하겠다.

본 논문은 최근에 이슈가 되고 있는 기업결합을 연구소재로 하여 회계기준의 국제적 통일화를 고찰하고 있으며, 그 내용은 다음과 같다. 첫째, 기업결합의 본질 및 회계처리방법에 대하여 비교검토하고 있다. 둘째, 기업결합에 대한 회계처리방법중 매수법으로 일원화가 추진되는 논의의 본질을 파악하고, 최근의 국제적 회계의 동향과 관련하여 기업결합회계가 갖는 중요성에 대하여 고찰하고 있다. 셋째, IASB 및 FASB, 일본, 한국의 기업결합과 관련한 회계기준의 내용을 고찰한 후 비교검토하고 있다. 넷째, 향후의 기업결합회계에 대한 전망 및 회계기준의 국제적 통일화에 요구되는 과제를 제시하고 있다.

キーワード……会計基準 企業結合 統一化 パーチェス法 持分プーリング法

はじめに

国際的に会計の流れを先導している IASB と米国を中心とする会計の主要な特徴は、1930 年代以降支配的な地位を占め続けてきた「収益・費用中心観」を否定して、新しい「資産・負債中心観」へと会計パラダイムの転換がなされていることである¹⁾。即ち、資産・負債の時価評価を特徴とする新たな会計パラダイムの出現は、今まで会計を支配した会計思考に影響を与えることはもちろん、会計実務の慣行まで徐々に変化させるように促進している状況である。

このような会計を巡る国際的動向は、企業結合会計に対しても影響を及ぼしている。企業結合において結合当事企業の資産・負債を原価で評価して認識する持分プーリング法と時価で評価して認識するパーチェス法の二つの方法が認められてきたが、最近パーチェス法のみを認めようとする一元化の動きは、一連の関係があるといえる。すなわち、今までパーチェス法と持分プーリング法で二元化されて認められて来た企業結合会計処理方法は、最近の G4 国や IASB

を中心とする国際的流れの中ではパーチェス法へと一元化していく方向にある。既にオーストラリアとニュージーランドは企業結合会計処理としてパーチェス法だけを採択し適用しており、米国は、2001年7月、発表されたSFAS No.141・142を通じて企業結合会計処理としてパーチェス法だけを認めるようにしている。また、IASBは、2002年12月5日、パーチェス法へと一元化する内容の公開草案を発表することによって、現在、制限的に認められている持分プーリング法は廃止される可能性が高くなった。このような国際的動きの背景には一般的に持分プーリング法は、パーチェス法より報告利益、配当可能利益を大きく報告するようになるため、経営者が取引の実態に関係なく持分プーリング法を使うという「ダーティ・プーリング」問題点を指摘することができる²⁾。しかし、日本は、自国の経営環境の特殊性及び文化的相違を挙げて、すなわち、企業結合における結合当事企業間に対等な企業結合がなされる場合にパーチェス法だけで会計処理することは適切ではないことを指摘し、かつ持分プーリング法の許容を主張している立場である³⁾。このように会計処理をめぐる各国間の利害対立がある分野は、IASBが国際財務報告基準(IFRS)の設定にとって当面課題になっており、今後、各国の国内会計基準とIFRSの収斂をもたらすにあたって障害になる可能性を持っている。しかし、このような会計基準をめぐる論議は、今後の会計基準の国際的統一化の実現可能性を展望することにおいて有用な素材になることと考える。

本研究の目的は、企業結合の会計処理基準をめぐる論議の本質及び国際的流れを考察して、各国の企業結合会計基準の比較分析を通じて、今後、会計基準の国際的統一化の推進過程に予想される問題点の提示と、さらにその実現可能性を展望することである。研究方法は、文献的研究を通じて企業結合会計の本質及びそれを巡る国際的動向を把握して、各国の企業結合会計基準の内容を比較分析する理論的アプローチを取っている。

研究の内容とその構成は、次の通りである。第一に、企業結合の意義及び会計処理方法を比較考察する。第二に、企業結合会計を巡って論議されている内容の本質と、現在、主に主張されている根拠について考察する。第三に、各国の企業結合会計制度の発展過程と、現行の企業結合会計基準を考察して、その内容を比較する。第四に、会計基準の国際的統一化の観点から企業結合会計の将来を展望して、さらに、会計基準の国際的統一化の推進に要求される課題を提示する。

第1節 企業結合会計の一般的考察

1. 企業結合の意義

企業結合は、結合当事企業が一つに合されて単一の企業になる合併(Merger)と、一つの企業が他の企業の資産または株式を取得し経営権を取得する企業取得(Acquisitions)を合した広義の企業引受及び合併(M&A)の概念として使用する。すなわち、企業結合とは、他の企業に対す

る支配権の獲得を目的とするすべての形態の取引を総称することとして、個人または団体、企業が他の企業の資産に対する所有者になるとか、経営支配権を獲得することでその企業の資産に対する支配権を直接または間接的に取得する、一又は数個の取引及び一連の取引のすべてをいう⁴⁾。すなわち、企業結合とは、企業引受及び合併を包括するより幅広い概念で、各々独立的に存在している二つ以上の企業が結合し、経済的にも法律的にも独立性を失って一つの企業になることである。

企業結合を行う動機は戦略的動機、営業的動機、財務的動機等に分けることができる。戦略的動機は、組織の持続的成長及び研究開発活動の効率性を高める目的で行うことを言う。営業的動機は、市場に参与する時期の短縮及び新規市場に参与する時に市場との摩擦を避けて、規模の経済効果を高めて市場支配力を増大させることである。また、財務的動機は、リスクの分散効果及び負債調達能力の増大、税務管理の効率化などを目的として行うことである。

企業結合の形態は、企業結合自体が様々な動機を持って行われている経済的事件だという側面から、その本質によって株式(持分)の取得、事業(経営)の統合、合併、共同出資企業の設立など多様性を帯びている⁵⁾。IASB22は、企業結合が法律上の合併による場合、一つの企業の資産・負債が移転され、最初の企業が解散される吸収合併と、双方の企業の資産・負債が新しい企業に移転され、元の企業が双方とも解散される新設合併で合併による企業結合を分けている⁶⁾。しかし、IAS22は、企業結合を「取得」または「持分の統合」として局限して取り扱っている。

2. 企業結合会計の本質論

企業結合の本質をどのように認識するかによってそれに適合する会計処理は異なる⁷⁾。会計学上の立場から企業結合と係わった代替的な会計処理方法は、帳簿価額による持分プーリング法と時価評価によるパーチェス法が中心になって適用されてきたが、最近では欧米諸国を中心にフレッシュ・スタート法が理論的に論議されている。パーチェス法、持分プーリング法及びフレッシュ・スタート法の各々の主要な特徴を要約すると、表4-1の通りである。

表 4-1 企業結合会計処理方法の比較

区 分	パーチェス法	持分プーリング法	フレッシュ・スタート法
企業結合取引の仮定	被取得企業を買収	結合当事企業の株主持分の結合	新たな企業を新設
資産と負債の評価	被取得企業だけを時価評価	結合当事企業を帳簿価額で承継	結合当事企業すべてを時価評価
被取得企業の剰余金	移転されてない	移転される	移転されてない
のれん又は負ののれん	認識する	認識しない	認識する
報告利益	低い	高い	低い
結合結果	取得企業だけ存続	結合当事企業がすべて存続	新しい企業の創出
支配権の変化	被取得企業だけ変化	支配権の変化なし	結合当事企業すべて変化

出典) G4+1 のポジションペーパー(1998)、「企業結合の会計処理方法を一つの収斂させるための勧告」(企業財務制度研究会、『企業結合会計を巡る論点:別冊=資料編』、1999年、p.資 89.)により修正の上作成。

パーチェス法は、企業結合をある一つの企業が優越した地位から他の企業を一方的に「買収」する行為として仮定する。すなわち、パーチェス法は、企業結合の経済的本質を、取得企業が被取得企業の純資産を買収するのだとみなし、企業結合とは企業規模を拡大する一つ的手段として他の企業の資産を一括取得すると同時にその企業の負債を一括負担する経済的な取引と考える。パーチェス法による会計処理は、次のような特徴をもつ。取得企業が被取得企業の株主に発行し交付する株式は、公正価値で記録する。被取得企業の資本剰余金と利益剰余金は、企業結合によって承継されない。被取得企業の資産・負債は、公正市場価値で評価し記録する。

取得した純資産の公正価額と買収原価の差額に対するのれんや負ののれんが発生する。持分プーリング法に比べて、被取得企業の資産を時価で評価し引受することによって減価償却費が大きく計上されるから結合以後の当期純利益が小さくなる。被取得企業から獲得した資産・負債に対してのみ支配権の変化が生じて、新しい会計の基礎が発生する。

持分プーリング法は、企業結合を二つ以上の企業が互いに対等な地位から各自の持分を統合することと仮定する。また、企業結合後、結合当事企業すべてが存続するだけでなく、支配権の変化もない。すなわち、持分プーリング法の本質は、企業結合に参加する企業の株主のうち一方が買収企業になることはなく、各結合当事企業の株主及び営業活動に対する支配力を結合し、その結合された実体に内在されたリスクと便益を持続的に相互分担する形態の企業結合である。持分プーリング法による会計処理の特徴は、次の通りである。企業結合と関連して株主に交付した株式は、額面価額で記録する。結合当事企業の資本金、資本剰余金と利益剰余金などの資本勘定の内訳は、帳簿価額そのまま承継させる。結合当事企業の資産・負債は、帳簿価額そのまま承継させる。結合当事企業の資産・負債を帳簿価額で承継させるから、のれんや負ののれんが発生しない。結合対象資産を公正価値で評価するパーチェス法に比べて資産の減価償却費が小さく計上されるから結合以後の当期純利益を大きくできる。いずれの結合当事企業の資産・負債に対する支配権の変化は生じていない。

フレッシュ・スタート法は、結合当事企業が解散してすべての株主持分が清算された後、新たな企業を新設すると仮定する。フレッシュ・スタート法は、結合当事企業の資産・負債をすべて公正価値で評価して会計処理する方法で、他に、公正価値プーリング法(fair value pooling method)という。資産・負債を公正時価で評価し認識するという側面からパーチェス法と共通点を持つが、パーチェス法は「事業の取得」という立場に立って会計処理を行うが、フレッシュ・スタート法は結合当事企業が結合後に「新たな企業を新設」という仮定にもとづき、会計処理を行う。したがって、フレッシュ・スタート法を企業結合会計処理方法として採用するためには、既に結合当事企業が解散してすべての株主持分が清算された後、新しく設立される企業を創出するという状況が必要になる⁸⁾。フレッシュ・スタート法による会計処理の特徴は、次の通りである。新たな企業が結合当事企業の株主に発行し交付する株式は、公正価値で記録する。結合当事企業の利益剰余金は、企業結合によって承継されない。結合当事企業すべて

の資産・負債は、公正市場価値で評価し記録する。取引価格に示されるのれん及び負ののれんを認識する。企業結合日前の利益に対して結合しないので、企業結合後に報告利益が低くなる。結合当事企業は、すべて被取得企業とみなされ、新たに生じた企業が取得企業とみなされる。その結果、結合当事企業すべての資産・負債に関する支配権が変化して新たな会計基礎が生じる。

結局、パーチェス法、持分プーリング法及びフレッシュ・スタート法の適用条件は、企業結合の本質が「買収」か「持分の統合」か、または「新たな企業の創出」かの問題と、企業結合の結果として「支配権の変化」があるかどうかと、もしあった場合、被取得企業だけが結合当事企業すべての支配権が変化するかという二つの観点の問題であると要約できる。すなわち、企業結合会計処理は、二つの観点から企業結合取引の本質を把握して、最適な会計処理方法を選択し適用することができるということである。しかし、本研究は、現在国際的論点の核心内容が持分プーリング法とパーチェス法を認めてきた二元化の問題と、パーチェス法のみを認める一元化の問題に当てられているという側面で、この二つの方法を中心に考察する。

第2節 企業結合会計をめぐる国際的動向

1. 一元化の論点

企業会計処理方法の一元化に対する論議が成り立っている理由は、企業結合と関連する代替的会計処理方法中、時価で評価するパーチェス法と帳簿価額を合算する持分プーリング法が財務諸表に及ぼす影響及びその相違が大きいため企業間財務情報の比較可能性を損なっているからである。FASBが2001年7月、パーチェス法で一元化する強制制度を選択したのは、持分プーリング法を許容する限り企業結合取引に対する会計情報の比較可能性を維持することができないし、持分プーリング法を適用するために結合当事企業の便法取引とこれによる社会的資源の浪費を阻むことができないからである⁹⁾。すなわち、持分プーリング法が認められる場合、その適用条件をいくら強化すると言っても、費用・便益の観点から持分プーリング法の適用による経済的便益が持分プーリング法の適用条件を充足するために消費する費用より大きければ、結合当事企業は多様な形態の便法的取引を利用し持分プーリング法を選択するだろうという不信感が拭えない。

企業は、企業結合を行う動機とは別に、会計処理にとって関連法律が許容する限り利益造作又は課税問題を解決することができる方法を選択し行うようになる。この場合、経営者は選択適用が可能な限り、パーチェス法より持分プーリング法を適用する可能性が高い。実際に持分プーリング法が乱用されるのには、次のような理由が考えられる¹⁰⁾。結合参与企業の利益剰余金が結合実体の利益剰余金で承継されることによって配当可能利益剰余金を増加させて株価造作の余地がある。結合対象資産を公正価値で評価するパーチェス法に比べて資産の減価償

却費が小さく計上されるから結合以後の当期純利益を大きくすることができる。結合直後、資産の売却による巨額の有形資産処分利益を発生させることができる。株当純利益を上昇させることで株価収益率が一定する場合、株価上昇を起させることができる。税務上に資産承継時資産を公正価額で評価する場合、発生する資産の評価差益に対する課税問題を解決することができる。このような利点を利用して経営者はパーチェス法よりなるべく持分プーリング法での会計処理を選ぶ。根本的に純利益を高く維持させてくれる会計方法として、利益操作の手段にまで利用されるという点で、Briloff は、「ダーティ・プーリング」と表現した¹¹⁾。このような会計操作の可能性を排除して、会計情報の比較可能性を確保するという理由でパーチェス法への一元化、すなわち企業結合会計処理方法の統一が主張されている。

しかし、パーチェス法だけで一元化される場合、「どちらが取得企業なのか判断が不可能な『真の合併(true merger)』をパーチェス法で会計処理する理論的誤謬を犯すようになる¹²⁾」という問題が発生する恐れがある。したがって、制限的に持分プーリング法を許容しながら、「持分プーリング法の乱用を防止するために結合会社の相対的大きさに関する条件、すなわち、『結合会社の判断不可能性』の適用条件を強化する必要がある¹³⁾」という主張もある。すなわち、取得企業が判断不可能な企業結合に限って持分プーリング法を制限的に許容して、その適用条件を厳格にする方案があるといえる。

2. 企業結合会計の重要性

会計基準の国際的統一化に関する研究を行うにあたって、企業結合会計がその研究素材として重要な理由は、次の通りに説明することができる。第一に、会計基準の国際的な統一化を追求するにあたって何よりも大きな障碍要因は、地域的特性を持って発展してきた各国の異なる会計モデルを一つの会計モデルで統合化させる。すなわち、IASB が中心になって推進している会計基準の国際的統一化は、お互いに違う歴史的な背景を持って発展してきた、様々な会計モデル間の差を克服する方向で推進しなければならないことである。現在、国際的会計の流れを主導している米国と英国などのアングロ・サクソン国を中心にした英米型会計モデルへ他の様々な会計モデルを収斂させることは、今まで各国の会計基準が自国の経済、社会、文化的特性を反映し発展してきたということを考えると簡単なことではない。特に、企業結合は、各国における企業の環境と文化としてコーポレート・ガバナンスを直接的に反映している。したがって、企業結合会計は、各会計モデル及び各国間で対立するコーポレート・ガバナンスの内容が強く反映されている研究素材である。さらに現在、国際的に注目を集めている研究テーマであり、今後の会計基準の国際的統一化を予測するにあたって適切であると考えられる。

第二に、企業結合は、企業にとって包括的な取引として日常的な取引ではない企業の根本的な変化(fundamental change)をもたらす経済的イベントである。すなわち、企業結合は、会計的な側面から見れば単純に企業の経営活動に対する測定過程ではなくて、経済主体の変更をもたらす

経済的事件として、二つまたはそれ以上の会計実体が一つの会計実体で結合するという非常に重要な意味を持つ。したがって、企業結合に関連する会計情報は、結合当事企業の経営陣だけではなく、株主、勤労者、投資家、消費者、政府、取引先など多くの利害関係者集団に影響を及ぼすので、公正で客観的な立場から開示されることができるように行規を留意する必要性が高い。企業結合会計は、会計分野のうち複雑で様々な利害関係が反映された研究素材である。

第三に、企業結合は、経営多角化の一環として質的重要性が増大し、数も徐々に増加している。つまり企業結合会計の重要性が非常に高くなっている。世界的にも純粋持株会社の設立に対する規制緩和が推進されており、これは企業の支配を目的にする企業結合がより自由に推進することができる条件が整っていると言える¹⁴⁾。表 4-2 は、日本と韓国における企業結合の事例が増えている状況を示している。韓国の場合、1998年と1999年にその数値が非常に増加したのは、経済危機以降、企業構造調整の手段として企業引受・合併が行われたからである。表 4-2 が示している通り、企業結合が重要な制度としてかなり活性化されている状況を勘案すれば、今後、企業結合及び会計処理に対する実態分析を通じて関連制度を改善する必要性が非常に高いといえる。

表 4-2 日本と韓国の企業結合現況

(単位：件数)

区分	1995	1996	1997	1998	1999
日本 *	23	19	27	49	72
韓国 **	10	7	5	27	61

* 永田京子、「合併会計情報に対するわが国証券市場の評価」『一橋論叢』第126巻第5号、2001年、p.571。

** 蔡秉完、「企業合併の租税効果に関する研究」、全北大学校大学院博士学位論文(韓国語)、2000年、p.82により修正の上作成。

第四に、最近の国際的会計の流れは、原価主義を基本的認識にする「収益・費用中心観」から時価主義評価を認識の出発点にする「資産・負債中心観」で会計パラダイムの変換がなされている。「資産・負債中心観」の観点から見れば、現在の企業結合会計処理方法は、取得原価主義評価を基礎とする持分プーリング法と時価主義評価を基礎とするパーチェス法のどちらかを選択的に適用するようにしているため、原価主義と時価主義が混在している非合理的計算構造を含んでいる。このようなメカニズムは、持分プーリング法の有効性に対する問題点を提起し、既存の会計慣行に対する検討と共に時価評価への一元化を選択するように要求が高まった。つまり、企業結合会計は、「収益・費用中心観」から「資産・負債中心観」へ転換していく過程で派生する葛藤構造を持っている素材である。

第五に、企業結合会計処理方法に対する論議は、企業結合という単一の経済的事件に対して、パーチェス法と持分プーリング法のうちどちらの方法で会計処理するかによって企業の価値に及ぼす影響が大きく差があるため、会計情報の比較可能性を損なうということに関係している。

すなわち、パーチェス法では、資産を時価で再評価するため資産価額が切り上げられると、土地以外の費用性資産の減価償却費が増加し、その分だけ利益額が減少するようになる。反面、持分プーリング法では、簿価で承継するため利益額は変わらず、パーチェス法と比較すると利益額は大きくなるのである¹⁵⁾。したがって、今まで認められてきた二つの会計処理方法中、持分プーリング法は企業に有利に適用可能だから経営者によって選好される。一方、企業の公正価値を反映してくれるパーチェス法の会計処理は、相対的に経営者より投資家によって選好される会計処理方法として考えられる。このように企業結合会計は、経営者と投資家の立場から利害対立の構造を持っているといえる。

第3節 各国の企業結合会計基準

1. IASB

IFRS 中で企業結合会計基準は、1983年に設定したIAS22号「企業結合」であるが、その後3次にわたり改定があり、現行基準の内容は、1998年に改定されたものである。IAS22は、企業結合を「取得」と「持分の統合」で区分し、各々の企業結合の実態を財務諸表に反映することができるように区別して使っている。取得に該当する企業結合に対してはパーチェス法を、また、持分統合に該当する企業結合に対しては持分プーリング法を使用するようにしている。

IAS22によれば、「企業結合とは、一つの企業が他の企業と合体または他企業の純資産及び経営に対する支配を獲得することによって各企業を一つの経営実体に統合することを言う¹⁶⁾」と定義している。また、企業結合は、取引の本質によって「取得」か「持分の統合」かの区分をして、各々異なる会計処理方法を適用するようにしている。まず、企業結合のうち「取得」とは、一つの企業(取得企業)が他の企業(被取得企業)の純資産及び営業に対する支配を、資産の引き渡し、負債の引き受け又は株式の発行との交換により獲得するものをいう¹⁷⁾。取得による企業結合とは、取得企業が識別可能な企業結合として、その識別方法は次の通りである¹⁸⁾。結合当事企業の一つが他結合当事企業の議決権の過半数を取得した場合、議決権の過半数を取得した企業が支配権を獲得することで見なす。この場合に当たらないとしても企業結合の結果が例外規定に該当すれば、結合当事企業の一方が権限を取得することで見なして、取得企業であると識別するのである¹⁹⁾。取得企業を識別するのが困難な場合でも取得企業の存在を示唆する兆候が存在する場合には、それに依拠して判断することができる²⁰⁾。また、「持分の統合」とは、企業結合のうち、結合後企業に関わるリスクと便益について、いずれの当事者も取得企業として識別できないほど継続的に相互共有を実現するように、結合前企業の株主が純資産及び営業の全部に対する支配を結合していることで、結果として結合当事者も取得企業として識別することができない企業結合をいう。企業結合後のリスクと便益を共有するための条件は、結合前企業の議決権付普通株式の大多数が交換またはプールされる。一つの企業の公正価

値が他企業の公正価値と著しく異なる。企業結合後、それぞれの株主が結合後の事業体に対し、相対的に以前とほぼ同等の議決権及び持分を維持する条件を満たしたら、持分の結合として見なして持分プーリング法で会計処理することができるように規定している²¹⁾。

パーチェス法の会計処理は、被取得企業から取得した資産・負債を公正価額で評価し計上するようにして剰余金は承継しない。被取得企業の取得原価は、被取得企業の純資産に対する支配と引換えに支払った代価、すなわち、取得に際して支払った現金若しくは現金同等物又は発行した株式などの交換日における公正価値及び買収と関連した費用を加えた額として算定する。また、取得した純資産の公正価値と買収原価の差額は、のれんまたは負ののれんで計上する。のれん及び負ののれんに対する会計処理は、規則的な方法で 20 年以内の有効期間に渡って定額法によって償却するようにしている。のれんが、取得した企業に利益をもたらさなくなったと判断される場合には、減損テストを実施し、認識されたすべての減損を処理しなければならない。この場合ののれんの減損テストは、IAS36 号「資産の減損」に準拠して行う。

現在、企業結合会計基準として IAS22 号が有効に適用されているが、2001 年 4 月に新たな組織で出発した IASB は、2002 年 12 月に企業結合会計処理としては持分プーリング法を廃止して、パーチェス法で一元化する内容の公開草案を公表して各界からの意見を求めている。同時に 2 段階で企業結合に対する会計処理でパーチェス法受け入れに対する適用上の問題点などを検討している。

2. 米国

米国における企業結合会計の発展過程は、1950 年代に初めて企業結合会計基準として会計研究公報(ARB)第 40 号が公表され施行された以後、1970 年には会計原則審議会意見書(APB Opinion)第 16 号及び第 17 号が制定されて、企業結合会計基準に適用されてきた。2001 年 6 月には、実務上の問題点を補完した企業会計基準書(SFAS)第 141 号と第 142 号が公表され適用されている。

米国会計基準設定機構(FASB)は、2001 年 6 月に企業結合会計に関する基準書として、SFAS141 号「企業結合」、142 号「のれん及びその他の無形資産」を引き続き公表した。同基準書によって米国における企業結合会計処理は、パーチェス法で一元化しただけでなく、発生したのれんに対しても償却しないで減損会計を適用するようにしている。

SFAS141 の公表を通じて FASB は、企業結合をすべて「事業の取得」と見なして、一つの企業若しくは二つ以上の他企業の事業部門を構成する純資産または持分の全部または一部を取得することにより、企業または企業集団に対して支配を獲得することと定義している²²⁾。また、結合当事企業のうち、取得企業は次の 4 つの規準によって識別するようにしている²³⁾。企業結合が現金やその他の資産の交付・負債の引受を通じて行なわれた場合は、結合当事企業のうち、現金やその他の資産の交付・負債の引受を行なった方が取得企業になる。企業結合が持分の交

換を通じて行われた場合は、一般に、結合当事企業のうち、持分証券を発行する企業、規模が大きい企業が取得企業になるが、すべての企業結合に関連する事実や状況を総合的に考慮して取得者を識別するようにしている²⁴⁾。企業結合が3社以上で行われた場合は、企業結合を主導した企業、資産・収益・利益が他企業よりも著しく大きい企業が取得企業になる。持分証券を発行させるために新たな企業が設立された場合は、 から までの規準に基づいて取得企業を識別するようにしている。FASB が企業結合会計をパーチェス法で一元化させた背景は、「パーチェス法は、純資産を公正価値で評価することから、キャッシュ・フロー創出能力や純資産についての有用な情報を提供するメリットがある。会計上の情報は、財務諸表の比較可能性があって初めて投資家の意思決定にとって有用となる。同一な経済的効果をもつ企業結合に対して異なる会計処理を適用するのは、比較可能性を損なうことになる。企業結合に複数の会計処理を採用することは、会計処理に裁量の余地を広げることになるし、複数の方法の適用領域について明確で恣意性のない境界を引くことが困難である²⁵⁾」という理由が挙げられる。

また、企業結合によって発生したのれんは、40年に渡って償却するようにしていたが、SFAS142号はのれんの償却を廃止して、毎期にのれんの減損テストを行うことが規定された²⁶⁾。つまり、一定期間に渡って定期的に償却するのではなく、のれんの帳簿価額が公正価値を下廻る場合に減損処理を実施するようにしている。このように減損処理を導入した背景には、持分プーリング法の廃止に対する産業界の強い抵抗があったため、パーチェス法で会計処理するにあたって発生するのれんを定期的に償却しないで、代わりに減損処理を導入することになった。しかし、発生したのれんを減損処理することに対する会計処理の論理性に疑問点は残っている。

3. 日本

日本では法律上の形態の違いにより合併と買収とが区別され、それぞれ異なる会計処理が行われてきた。特に商法の下で事実上経営者の裁量が広く認められ、取引の実態とは無関係に会計処理が選択されるという問題が生じていたという²⁷⁾。企業合併に関連した会計処理は、被合併企業の資産・負債を帳簿価額で引き受けするべきか、又は、再評価を行って引き受けのべきかを合併当事企業の裁量に任せた緩い規定になっている。これは今まで合併に関する会計処理基準に対する要求が強くなく、まだ結合の本質に対する見解が統一をなすことができなかつたからである²⁸⁾。日本における会計制度の大きな特徴は、商法・証券取引法・法人税法を中心とする、いわゆる「トライアングル体制」を取っていることである。したがって、三つの法律の中で合併と関連した規定及び最近企業会計審議会から論議される企業結合会計基準の設定の方向性に対して考察する。

商法第288条の2第1項第5号では合併差益は、資本準備金で積立することを原則的に規定しており、同法第285条7では結合によって買入したのれんを資産で計上して、5年以内の毎

決算期に均等額以上を償却するように規定して、現物出資説を基本にしている。反面、商法第288条の2第3項では消滅企業の利益準備金、その他企業に留保して利益額に相当する金額に関しては資本準備金にしないことが認められおり、すべての規定が現物出資説に基づいているわけではない。また、商法第286条の4では合併と関連して発生する新株発行費は繰延資産で計上でき、この場合、3年以内の毎決算期に均等額以上を償却しなければならない。

現在、日本は企業結合に関する会計処理規定が整備されておらず、企業会計原則には商法計算規定との調和を図る規定があるだけである。すなわち、企業会計原則には合併差益及び買入のれんの会計処理に対してだけ規定しており、会計処理は基本的に商法と同一である。すなわち、合併差益は資本剰余金で処理して、合併によって取得したのれんは貸借対照表に計上して毎期均等額以上を償却するように規定している²⁹⁾。法人税法では合併の本質の区分に関する特定見解を現さないで合併によって発生する課税上の各々の問題点に対して課税公平を確保するという観点から対応している³⁰⁾。したがって、法人税法は商法上及び企業会計原則上における合併差益の概念と若干の差異がある。

企業会計審議会の第1部会は、2002年12月6日、企業結合会計にとって持分プーリング法を存続させる方向性を確認した。したがって、企業結合会計処理に対してはパーチェス法と持分プーリング法の二つの会計処理を認定する方向で公開草案を作成している状況である³¹⁾。現在、企業結合に関する会計処理規定が商法規定に依拠して企業の恣意的選択によって成されていることを勘案すると、どんな形態でも企業結合会計基準を用意することが至急な課題である。

4. 韓国

韓国における企業結合会計処理基準は、企業結合の法律的側面が強調された「合併会計準則」が、1986年12月に制定・施行されてきたが、国際的に認められる会計処理基準、すなわち、国際会計基準と米国のAPB意見書No.16号の内容を受容して国際的な整合性を高めるため、「企業引受・合併などに関する会計処理準則」が1999年3月に改定され施行されている。また、税法では1998年12月に法人税法の改定を通じて企業結合・分割税制が導入され、これによって結合に対する課税体系が整えられた。

韓国の企業結合会計処理準則の特徴は、IAS22号の内容を代替的に受容している点である。すなわち、企業結合は取引の実質によって「買収」と「持分統合」で区分できて、買収形態の企業結合に対してはパーチェス法を、持分統合の企業結合に対しては持分プーリング法を適用して会計処理するようにしている。また、パーチェス法と持分プーリング法は、代替的な会計処理方法で、同一の企業結合に対して二つの方法を同時に適用することができないようにしている。この場合、結合参与企業の内を買収企業を把握することができる企業結合は買収企業結合、買収企業を把握することができない企業結合は持分統合企業結合となる。企業結合会計処理において持分プーリング法の適用には、三つの要件が規定されている³²⁾。結合当事企業が

発行する議決権ある普通株式が、相手の結合当事企業の議決権ある普通株式の90%以上と交換または、統合されなければならない。結合当事企業の純資産に対する公正価額の差異が重要でないこと。各結合当事企業の株主間の結合前相対的な議決権または持分率が結合によって変動してはいけない。このような三つの条件を充足する企業結合は買収企業を把握することができない持分統合企業結合としてみなして、持分プーリング法を適用して会計処理する。

また、パーチェス法の会計処理は、被買収企業から取得した資産・負債を公正価額で評価し計上するようにして剰余金は承継しない。現金または現金等価物及び発行した株式などその他の購入代価の公正価額及び買収と関連した直接費用が買収原価になる。また、取得した純資産の公正価額と買収原価の差額は、のれんまたは負ののれんとして計上する。のれん及び負ののれんに対する会計処理も IAS22 号の内容を受容して、のれんは 20 年以内の期間にかけて定額法で償却するようにしている。また、毎決算期に減損可能性を判断し減損を認識することができるが、一旦、認識した減額損失は追後に回復できないように規定している³³⁾。また、買収取引による負ののれんは、制限的に認識しなければならないし、一旦、認識した負ののれんは非貨幣性資産中償却可能資産の平均耐用年数にかけて定額法で還入して、未還入残額は無形資産に対する差減項目で表示するように規定している³⁴⁾。持分プーリング法の会計処理は、結合当事企業の資産・負債・資本を帳簿価額でそのまま承継する。

また、親子企業間または子企業間の結合取引に関しては連結財務諸表上の帳簿価額を承継し会計処理するようにしている³⁵⁾。これは親子関係自体を企業結合の一つの形態で見るため、結合という法律的手続が企業の会計実体に影響を与えてはいけないという立場を取っているためである。

5. 各国の比較検討

前項で考察した各国の企業結合会計処理基準の内容を要約すれば、表 4-3 の通りである。IASB は原則的にパーチェス法を採択しており、制限的に持分プーリング法を許容している立場で、取得によって発生するのれんに対して 20 年以内に定額償却するようにしている。米国は、2001 年から企業結合会計処理でパーチェス法のみを認めており、のれんに対して減損処理するように規定している。日本は、合併による会計処理方法の選択を合併企業が任意的に選択可能にしており、のれんに対して 5 年以内の毎決算期に均等額以上を償却するように規定している。韓国は、原則的にパーチェス法を採択して、制限的に持分プーリング法を許容しており、取得によって発生するのれんに対して 20 年以内に定額償却するようにしている。

表 4-3 各国の企業結合会計基準の比較

区分	IASB	米国	韓国
原則的仮定	パーチェス法	パーチェス法	パーチェス法
資産及び負債	公正価値評価	公正価値評価	公正価値評価
被取得企業の剰余金	移転されてない	移転されてない	移転されてない
のれん	20年以内に償却	減損償却	20年以内定額法償却
負ののれん	負ののれん	負ののれん	負ののれん認定
例外規定	持分プーリング法の許容	-	持分プーリング法の許容
関連規定	IAS No.22	SFAS No. 141、142	企業引受合併等のに関する会計処理準則

現在、国際的に提案されている企業結合会計基準として持分プーリング法とパーチェス法の適用の仕方は、大きく二つの異なるアプローチで分けることができる。一つは、パーチェス法を原則とし、取得企業が識別できないような企業結合においてのみ持分プーリング法を例外的に位置付けるアプローチと、他の一つは、パーチェス法のみを限定するアプローチが存在する。国際的に見れば、前者には、IASB、カナダ、英国、韓国などが、後者には、米国、オーストラリア、ニュージーランドを代表に挙げるができる。しかし、このような二つのアプローチは、パーチェス法で一元化の推進によって変わる可能性を含んでいる。

第 4 節 会計基準の国際的統一化の検討

1. 企業結合会計の展望

企業結合と関連して各国家がお互いに違う企業結合会計基準を持っている場合、会計情報の国際的比較可能性は、二つ以上の国家で発生する類似の企業結合取引が異なる会計処理方法で報告されることによって大きく損なわれる。このような理由から企業結合会計基準は、パーチェス法で一元化させることが妥当という主張が国際的に説得力を得ている状況である。

第一に、既に米国を中心とする G4 国が企業結合会計処理方法としてパーチェス法だけを認めている状況であり、IASB が同じ内容で一元化を推進しているが、今後も持分プーリング法を使用して会計処理をする企業があると考えられる。しかし、このような場合、持分プーリング法で会計処理をしていると、パーチェス法で会計処理した場合の数値の開示を求められる可能性があり、また、持分プーリング法を認めていること自体が会計基準に対する国際的信頼性を損なうことになる³⁶⁾。今後、各国はこのように発生する可能性のある不利点を勘案しながら、その得失を判断する必要がある。特に、取得企業が特定できない企業結合においては、結合当事企業のいずれにとってもそれぞれの簿価が引き継がれる持分プーリング法が論理的に妥当であるとの主張もある³⁷⁾。しかし、G4+1 のポジションペーパー(1998)には、「対等合併であっても取得企業はできると考えている。すなわち、財務諸表作成者及びその監査人が取得企業を職別できないという主張を認めない」とプーリング法を例外的に位置付けるアプローチを非難

する意見を述べている³⁸⁾。現在、検討されている企業結合会計の国際的流れは、G4国がパーチェス法で一元化して、IASBも一元化の方向で会計基準設定を推進している状況である。また、2005年からEU諸国がIFRSの受容をすでに法制化したことを勧告すれば、ほぼ、パーチェス法で一元化は無理なく推進されると予想される。また、最近の会計の動向は、会計の基本的機能が利害関係者、特に投資家の合理的意思決定に有用であるように情報を提供するという「意思決定-有用性アプローチ」が強調されている。このような観点から見れば、パーチェス法への一元化の主張がさらに説得力を持つと判断される。

第二に、最近の国際的な会計の流れは、数年前まで会計思考を支配していた「収益・費用中心観」から脱皮しつつある企業実体の経済的実質を現すことができるという「資産・負債中心観」へとその中心が移転した状況である。このような大きな流れの中で、企業結合会計処理方法を取得原価主義にもとづいて評価する持分プーリング法から、被取得企業の資産・負債を公正時価で評価するパーチェス法へと一元化させる動きは、関係があると判断される。すなわち、パーチェス法への一元化は、「資産・負債中心観」へと会計中心観が移転される流れに根拠があると考えられる。しかし、一元化の推進と関連して主張される通りに会計情報の比較可能性を確保することも重要であるが、もっと根本的な問題は企業の経済的実質を的確に現すことである。このような側面から、パーチェス法がすべての企業結合に対する企業の経済的実質を的確に反映できるか否かに関する批判も提起されている。すなわち、企業結合会計基準としてパーチェス法を適用することによって、資産・負債を公正な時価で評価することができない無形資産または時価を知ることができない資産は、経営者による見積り数値が使われることによって財務諸表が歪曲されるリスクもある。このような批判は、今後、企業結合会計基準がパーチェス法で一元化されても持続的に提起されると予想する。

第三に、既にWyattは、当事会社のいずれが取得会社か識別できないような相対的規模が同じ程度の企業の結合における公正価値プーリング法、すなわち、フレッシュ・スタート法の適用を提案していた³⁹⁾。パーチェス法は、取得原価によって評価した取得企業の資産・負債と時価によって評価した被取得企業の資産・負債を合算し、結合後財務諸表を作成するという側面で、財務情報の比較可能性や論理性の面で限界を持つ会計処理方法であるという批判も提起されている。したがって、「収益・費用中心観」から「資産・負債中心観」へ会計パラダイムの転換がなされている立場から会計処理方法の論理性を検討すれば、現在の流れはパーチェス法で一元化が主張されているが、企業結合と関連する様々な経済的事件をパーチェス法だけで全部説明することは困難ではないかという批判とともに、フレッシュ・スタート法に対する検討がなされている⁴⁰⁾。さらに、最近ではIASBの理事の中にもパーチェス法の適用が相応しくない企業結合にはフレッシュ・スタート法が適切であるという意見もある⁴¹⁾。このような観点から類推すれば、今後、国際的にフレッシュ・スタート法に対する論議がもっと活潑になると予想する。

第四に、国際的に合意を導出することができるグローバル会計基準を作って統一化する方法

が一番望ましいが、国家間の利害が対立し、その合意点を捜しにくい場合、会計制度が社会的必要によって考案された政治的産物という立場から、各国間の利害調整をする折衷方案を摸索する必要があると考える。すなわち、持分プーリング法の乱用を防止することができる厳格な条件附規定を付けて制限的に許容する方案もあるだろう。例えば、米国の場合、企業結合会計処理をパーチェス法で一元化する過程で産業界の抵抗を弱めるために、パーチェス法で会計処理することによって必然的に発生するのれんに対して減損処理するようにしている。このようなのれんの減損処理は、その論理的な妥当性に欠けているという批判があるが、企業結合会計処理をパーチェス法で一元化させることに対する企業の抵抗を弱めて、新たな制度に対する産業界の受容を導き出すことに重要な役割を果たした。このような側面で持分プーリング法の部分的許容を考慮することもできると思う。しかし、現実的に IASB 理事の構成を見れば、このような妥協が IFRS の設定過程に受け入れられる可能性は高くないと思われる⁴²⁾。

2. 会計基準の国際的統一化の観点

企業結合会計に対する検討に基づいて、会計基準の国際的統一化の観点から次のように展望することができる。今後、会計基準の国際的統一化は二つの観点から考慮しなければならない。まずは、会計基準の設定の国際的統一化を達成することである。次には、会計基準の適用の統一化を達成することである。すなわち、会計基準の国際的統一化の達成は IASB だけでなく、各国の基準設定が各国の実務に適用可能な会計基準を設定する問題と、このようなデュー・プロセスを通じて設定された会計基準を各国の実務に適用させる受容性の観点から検討が成り立たなければならない。

第一に、国際的に統一化が可能な会計基準の設定と関連して、何よりも大きな障碍要因は、慣習(不文)法社会から胎動し適用されている英米型会計モデルと、成文化された法律を根拠として発展してきた大陸型会計モデル間に大きな差が存在することである。また、会計の価値観と関連して、会計は社会的産物なのでその内容には社会構造や文化、歴史を含めて企業のコーポレート・ガバナンスが反映されている文化(culture)だという大陸式価値観と、単純な技術(art)に過ぎないという英米式価値観間に存在する差を克服しなければならない。したがって、このような会計モデル間の相違をどのように調整していくかということが、統一化の成功にとって重要な要因になるだろう。今後、IASB は、IFRS の設定において各国に存在する微妙な会計環境を理解して、積極的に受け入れて世界的に統一化が可能な会計基準を設定しなければならない。

第二に、各国の会計基準設定機構が自国の会計基準を IFRS に収斂させる方向でデュー・プロセスを通して設定したと言っても、会計実務から受け入れられなければ、会計基準の国際的統一化を実現する道は遠いと言える。会計基準の国際的統一化の流れについて、コンピタンス及び会計のアイデンティティを失うのではないかという恐れもあるが、現在の企業環境は自国だけでなく、国境を越えて企業活動を営わなければならないグローバルな経済環境下にある

ということをお案する必要がある。すなわち、企業は、そのような状況で国際的な取引を通じて存続して発展しなければならない存在である。したがって、国際的な貿易取引、資金の調達及び投資活動のために会計情報の信頼性と共に比較可能性が高い水準で要求されるようになる。会計基準の国際的統一化が達成されれば、巨視経済的にも外国人の投資が増加する利点を得るようになると思う。また、会計基準の国際的統一がほぼ成立する 2005 年以後、もし、国際的会計基準に整合しない会計ルールを適用する国や企業は、資本市場を通じて多様な形で国際的圧力を受けることになる予想される。

グローバルな会計基準の設定及び適用という二つの問題は、別に独立した問題ではなく、相互補完的に考慮しなければならない事案である。すなわち、国際的会計基準、特に IFRS は、各国または会計基準設定主体がそれを受け入れられることだけでなく、各国の産業実務に無理なく適用可能になるように普遍妥当な会計基準にならなければならない。このような条件を充足させる時のみ、IASB は、各国の国内会計基準と IFRS の高品質な解決策への収斂をもたらすという目的を円滑に達成することが可能となることだろう。

おわりに

欧州連合(EU)は、2005 年までに IFRS を欧州の上場企業の連結財務諸表に強制適用するように会計指令を法制化したので、EU 国家間には会計実務の統一化が成り立つと予想される。また、ロシアやオーストラリアは各々2004 年と 2005 年までに国際会計基準を適用することを決めるなど、IFRS の受容をめぐる国際的動きは、活発になってきている。特に IASB と FASB は、2002 年 9 月、米国のコネチカット(Connecticut)で共同会議を持って米国の会計基準と国際会計基準との相違点を解消するために方案を積極的に推進する内容の「ノーウォーク合意文(Norwalk Agreement)」を発表した。これによって 2005 年までは両基準の相違が大きく狭められる見込みで、窮極的には一つのグローバル・スタンダードが全世界的に通用されることと、今後、会計基準の国際的統一化がもっと早く推進されることが予測できる。

最近、国際的に企業結合が活発化される傾向をお案すれば、効果的に会計基準の設定するために正確な企業結合及び会計処理実態を調査して、関連制度に対する改善を提案する必要性がある。また、今後、今回の文献研究に対する限界を補完して研究結果の妥当性を高めるために、企業の実態を反映した客観的データを使った実態分析を今後の課題としたい。

< 注 >

- 1) 津守常弘は、「FASB『概念フレームワーク』の一つの重要な特徴は『収益・費用中心観』から『資産負債中心観』への転換」と述べている(津守常弘『会計基準形成の論理』、森山書店、2002 年、p.282)。
- 2) Abraham J.Brilloff, Dirty Poolings, *Accounting Review*, Vol.XLII, No.3, 1967, (伊藤邦雄『ゼミナール現代

- 会計入門』第4版、日本経済新聞社、2003年、p.574)。
- 3) Thomas E. Jones、奥山章雄、加藤厚の座談会、「最近のIASBの活動状況について」『JICPAジャーナル』No.555 OCT. 2000、pp.14-15。
 - 4) M.A Weinberg, M.V.Blank and A.L.Greystoke, *Take-Overs and Mergers*, Sweet & Maxwell, London,1973. p.3.
 - 5) 公正取引委員会、「年度における主要な企業結合事例」、1998-2001年、(<http://www.jftc.go.jp>)
 - 6) IASC(revised 1998)、International Accounting Standards No.22:Business Combinations、International Accounting Standards Committee Foundation、par.5(日本公認会計士協会国際委員会、『国際会計基準書2001』、東京：同文館、2001年、p.385)。
 - 7) これは、企業結合の本質観に対する商法学の立場と会計学の立場が違うからである。すなわち、商法学の合併の本質論は合併の法律関係の法理論的糾明をするのに比べて、会計学上の合併の本質論は合併事件の経済的性格を糾明し、これによる会計処理方式を決めることを目的にするからである。商法上の本質論として合併は、社員(株主)の受容や財産の包括的移転を意味することで財産法的側面と社団法的側面を現して、どちらを合併の本質的契機として取るかによって合併の本質論は現物出資説と人格合一説で分けられる。しかし、現物出資説及び人格合一説の区分は、ただ合併をみる法律的な観点のみ具体的な会計処理方法ではないので、会計学上の本質論とはその相違がある(金永生、「企業合併による租税問題に関する研究」『会計と税務』1999.8、(韓国語)、p.38)。
 - 8) フレッシュ・スタート法の論拠は、結合当事企業の相対的な規模がかなり等しく、事業活動や経営組織の大規模な変革が結合後に起こり、どちらが取得企業が判別できない場合、結合後の会社と結合前の当事会社との間の継続性が薄いため、企業結合取引が生じた時に結合当事企業のすべての会計記録は、新しい基礎、つまりその時の公正価値を反映する新たな会計測定を始めるべきであるということ根拠としている(黒川行治、『結合会計選択論』、中央経済社、1999年、p.158)。
 - 9) 李光宰、「G4+1の持分プーリング法の廃止と韓国の結合会計制度の発展方向」『上場協』第39号(韓国語)、1999年、p.188。また、「1972年から1982年まで行なわれた株式交換による企業結合95件を調査した Robinson and Shane(1990)によると、持分プーリング法の適用事例のプレミアムは66%、パーチェス法適用事例を上回っている。また、Ayers et al.(2000)は、1990年から1996年まで行なわれた事例523件を調査し、持分プーリング法適用事例では平均6,000万ドルも多くのプレミアムが支払われている」ということを明らかにしている(永田京子、「企業結合をめぐる会計政策の論理」『一橋論叢』第125巻第5号、2001年、p.511)。
 - 10) 李鐘根、「企業結合時の会計実務」、『会計と税務』(韓国語)、1999.8、p.34。
 - 11) Abraham Briloff, Ibid. (南相午・鄭雲午、『会計理論』、茶山出版社、2001年、p.746)。
 - 12) 李光宰、前掲論文、p.190。
 - 13) さらに、「結合会社の判断不可能性」を基準に追加することだけで、持分プーリング法の乱用を予防可能だと主張した(李光宰、前掲論文、p.190)。
 - 14) 米国は、1999年3月、「The Financial Services Modernization Act」、日本は、1998年3月、「銀行法」第52条の改定、韓国は、2000年10月、「金融持株会社法」の制定によって金融(銀行)持株会社の設立が導入された。
 - 15) 伊藤邦雄、『現代会計入門』第4版、日本経済新聞社、2003年、p.572。
 - 16) IASC、Ibid、par.8(日本公認会計士協会国際委員会、前掲書、p.385)。
 - 17) IASC、Ibid、par.10(日本公認会計士協会国際委員会、前掲書、p.386)。
 - 18) IASC、Ibid、par.10(日本公認会計士協会国際委員会、前掲書、p.386)。
 - 19) ③他の投資家との契約による、他企業の議決権の過半数に対する権限、④法令若しくは契約に基づき他の企業の財務及び経営方針を右左する権限、⑤他の会社の取締役会若しくは同等の支配機関の過半数メンバーを任免する権限、⑥他の会社の取締役会若しくは同等の支配機関での過半数の議決権を行使する権限(IASC、Ibid、par.10(日本公認会計士協会国際委員会、前掲書、p.386)。
 - 20) ④一つの企業の公正価値が、他の結合前企業のものより著しく大きい場合、大きい方の企業が取得企業でなる、⑤企業結合が、現金と議決権付普通株式との交換により実施された場合、現金を引き渡した企業が取得企業である、⑥企業結合の結果、一つの企業の経営陣が、結合後企業の経営陣の選任権を持つ場合、権限を持った企業が取得企業である(IASC、Ibid、par.11(日本公認会計士協会国際委員会、前掲書、p.386)。
 - 21) IASC、Ibid、par.15、(日本公認会計士協会国際委員会、前掲書、p.387)。
 - 22) Financial Accounting Standards Board(FASB)、SFAS No.141、Business Combinations、June 2001、Par.9。
 - 23) FASB、Ibid、par.16-19。
 - 24) ④結合後企業の議決権の過半数を有することとなった企業を取得企業として識別する。⑤一方の結合当事企業に重要な議決権を有する少数株主が存在する場合、その結合当事企業を取得企業として識別する。⑥結合後企業の取締役会など意思決定機関の構成員が一方の結合当事企業の出身者で占められて

企業結合を通じて見る会計基準の国際的統一化（咸）

- いる場合、その当事企業を取得企業として識別する。④結合後企業の上級役印職員の多数が一方の結合当事企業の出身者で占められている場合、その当事企業を取得企業として識別する。⑤持分証券の交換条件で、一方の結合当事企業がプレミアムを支払う場合、その当事企業を取得企業として識別する（FASB、Ibid. par.17）。
- 25) 植村武志、「企業結合会計の導入について」『調査リポート』No.20、第一権業銀行、2001年、pp.12-13。
 - 26) FASB、SFAS No.142、Goodwill and Other Intangible Assets、June 2001、Par.23-29。
 - 27) 永田京子、「結合会計情報に対するわが国証券市場の評価」『一橋論叢』第126巻第5号、2001年、p.566。
 - 28) 李南洙、「わが国の合併会計準則の受容性に関する実証研究」、漢陽大学大学院博士学位論文（韓国語）、1998年、p.48。
 - 29) 大蔵省企業会計審議会（昭和57年4月20日改定）、「企業会計原則注解」第19及び第25。
 - 30) 法人税法の第9条の5は、「法人が合併した場合において、合併法人の合併により生じた益金のうち、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し割り当てた株式の金額又はこれらの者の出資に引き当てた金額の合計額が被合併法人の合併の時にける株式の払込金額又は出資金額に満たないため生じた益金から成る部分の金額及び被合併法人の積立金から成る部分の金額は、第9条第1項の所得の計算上、これを益金に算入しない」と規定している。
 - 31) 会計基準審議会（平成14年12月6日開催）、「第一部会、第23回議事録」。そのような内容は、第24回審議会（平成15年1月29日）及び第25回審議会（平成15年2月20日）の議事録を通じても持続的に確認できる（<http://www.fsa.go.jp/singi/singi-kigyuu/top.html>）。また、2003年4月17日、京都新聞は、「日本企業の多くが対等合併を重視している実情に配慮し、欧米ルールの『買収方式』だけでなく、帳簿価格をそのまま合算する『対等合併方式』を限定的に認める」という審議会の最近動向を伝えている（京都新聞、（2003.4.17）、「対等合併方式を限定容認会計ビッグバン総仕上げ」、経済面）。
 - 32) 会計基準委員会（2002.1.25改定）、「企業引受・合併等に関する会計処理準則」第1章5節（持分統合の企業結合）（韓国語）。
 - 33) 会計基準委員会、「前掲会計処理準則」第2章9節（営業権）。
 - 34) 会計基準委員会、「前掲会計処理準則」第2章10節（負の営業権）。
 - 35) 会計基準委員会、「前掲会計処理準則」第4章17節（支配・従属間の合併）。
 - 36) 山田辰己、「日本の企業会計制度とIFRS」『企業会計』Vol.54 No.1、2002年、p.49。
 - 37) 山田辰己、前掲論文、p.46。例えば、日本における企業合併の形態は、ほとんどが吸収合併の形態を取っている（1989年度の全国上場企業の合併件数は39件、1990年度は36件、1991年度は53件で...上記の128件はすべて吸収合併であり、新設合併はなかった（黒川行治、前掲書、p.49）。いわゆる、吸収合併とは二つ以上の合併当事企業中、ある一つの法人が存続して他の法人は解散して消滅する合併形態として解散する法人の財産と社員は存続する企業に結合されるため取得者を特定できないという主張は国際的にあまり説得力を持つことができないと思われる。
 - 38) 企業財務制度研究会、『企業結合会計をめぐる論点：資料編』、1999年、p.資96。
 - 39) Arthur R Wyatt, "A Critical Study of Accounting for Business Combinations", *Accounting Research Study No.5*, AICPA, 1963, p.73。
 - 40) 実際的に取得者が特定できない企業結合では、企業結合の結果誕生した事業体では、むしろそれ以前の各事業体のリスクと便益とは異なるリスクと便益が新たに生み出されたと考えるのが妥当であり、これには当事者すべての資産・負債をその時点での公正価値で測定するフレッシュ・スタート法が適切であるというのが多くの（IASB）理事の意見であった（山田辰己、前掲論文、p.46）。
 - 41) IFRS公開草案第3号「企業結合」の公表にとって、14名のIASB理事のうち反対意見を表明した2名中1人は、主として持分の統合に相当する企業結合に対してフレッシュ・スタート法を採用することを主張している（小賀坂敦・古内和明、「IFRS公開草案第3号『企業結合（Business Combinations）』の解説」『JICPAジャーナル』No.572 MAR. 2003年、p.62）。
 - 42) 現在、IASB理事14人のうちに8人以上の多数議決を通じて議決するようにしているのに、14人中9人の理事がG4国の出身で構成されている（辻山栄子、「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」『会計』第161巻第3号、2002年、p.347）。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（柳喜重郎教授・佐藤正教授）